

# 「群馬県再生資源物の屋外保管等の 規制に関する条例」説明会

6月 2日（火） 10時～県庁会場  
6月 5日（金） 14時～太田会場  
6月10日（水） 14時～高崎会場

群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課

## 目次

- 1 条例策定に至る背景及び目的
- 2 条例による規制の概要
- 3 手続きの流れ
- 4 国（環境省）規制の動向
- 5 最後に

# 1 条例策定に至る背景及び目的

- ・ 廃棄物処理法や古物営業法の規制を受けない  
「金属・プラスチックの再生資源物」の買取ヤードが増加。
- ・ ヤードの一部では、廃棄物処理業と同種の物品を扱い、重機を使い、屋外における積み上げや破碎切断をしており、火災や騒音・振動の発生、悪臭の発散、汚水の流出や浸透、粉じんの飛散といった生活環境保全上の支障が多発した。
- ・ 「ヤード」に対しては各自治体が個別に条例を制定し対応している状況。



県民から寄せられた苦情や不安感の解消に向けた県議会の議論を踏まえ、群馬県も新たに条例を制定することになった。

## 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例

(目的)

この条例は、再資源化のために取引される金属及びプラスチックの屋外保管等について必要な規制を行うことにより、その適正化を図り、生活環境の保全に資するとともに、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

令和8年3月26日 条例・施行規則の公布

令和8年5月27日 構造維持管理基準・事前協議規程の制定

令和8年10月1日 **条例施行(規制開始予定)**

※前橋市及び高崎市を含む県内35市町村が対象

## 2 条例による規制の概要

### (1) 規制（許可）対象

- ・ 屋外において、積上げ作業用の機械を使用して再生資源物の保管や破砕等をする事業（再生資源物屋外保管業）

かつ

- ・ 再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が100㎡を超える場合

### (ア) 再生資源物

使用を終了し、収集された、①金属又は②プラスチック及び③それらを含む混合物（雑品スクラップ）

※対象外：廃棄物、使用済自動車・解体自動車等、有害使用済機器

## (イ) 再生資源物屋外保管業

**屋外**において、積上げ作業用の**機械**※を**使用**して再生資源物の保管等（保管又は破砕・切断・圧縮・解体・洗浄等）をする事業

※対象の機械：油圧ショベル等、フォークリフト（最大揚高3m超）

### 【対象外】

自ら原材料として使用するために保管等をする事業

### 【適用除外】

国・地方公共団体や廃棄物処理法等関係法令の許可※を受けた者が上記事業を行う場合

※産業廃棄物収集運搬業許可業者（積替保管を含む場合に限る）、産業廃棄物処分業許可業者、家電リサイクル法認定業者、小型家電リサイクル法認定業者、自動車リサイクル法の解体業許可業者・破砕業許可業者 等

(2) 規制手法 ※既存事業者には経過措置有

新規事業者	許可制 (5年ごとの更新)
既存事業者 ※6月間	経過措置あり 初回のみ、保管業届出によりみなし許可(以降は更新が必要)

(3) 規制内容 ※既存事業者には一部経過措置有

構造基準 ※1年間	囲いの設置及び耐力、底面の不浸透性・油水分離装置 ・排水溝
保管等基準 ※6月間	保管物の高さ、各発生等防止措置(火災・延焼、流出・浸透・悪臭、騒音・振動による支障、害獣・害虫)、保管等状況の視認性
維持管理等基準	標識の掲示、帳簿の作成・保存、現場責任者設置

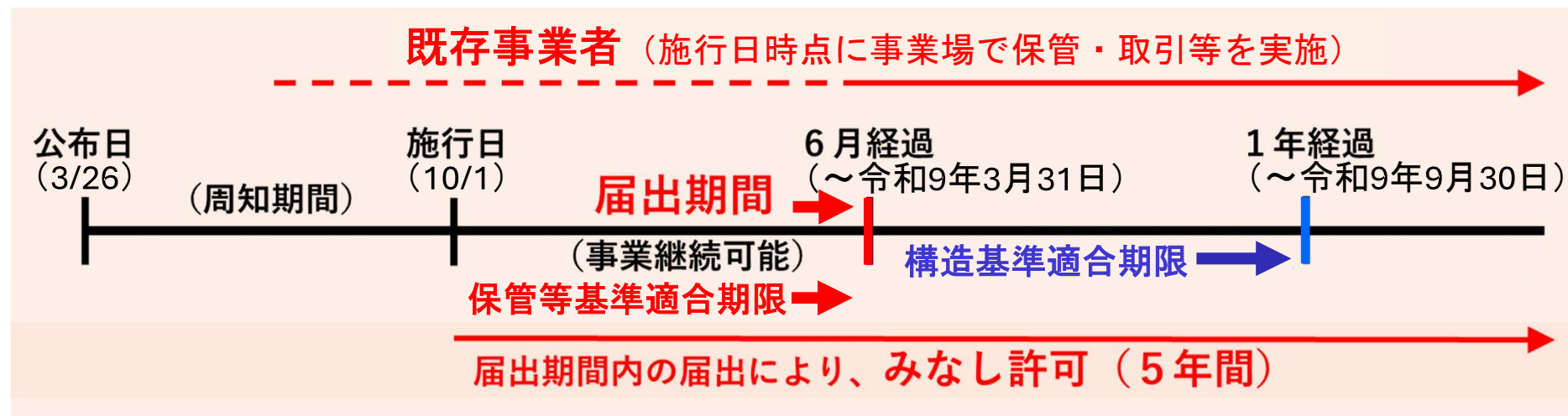
(4) 罰則規定

- ・ 無許可業者や条例違反者には罰金などの罰則あり
- ・ 最大で拘禁刑2年又は罰金100万円以下、法人両罰規定

## (5) 既存事業者に対する経過措置と期間について

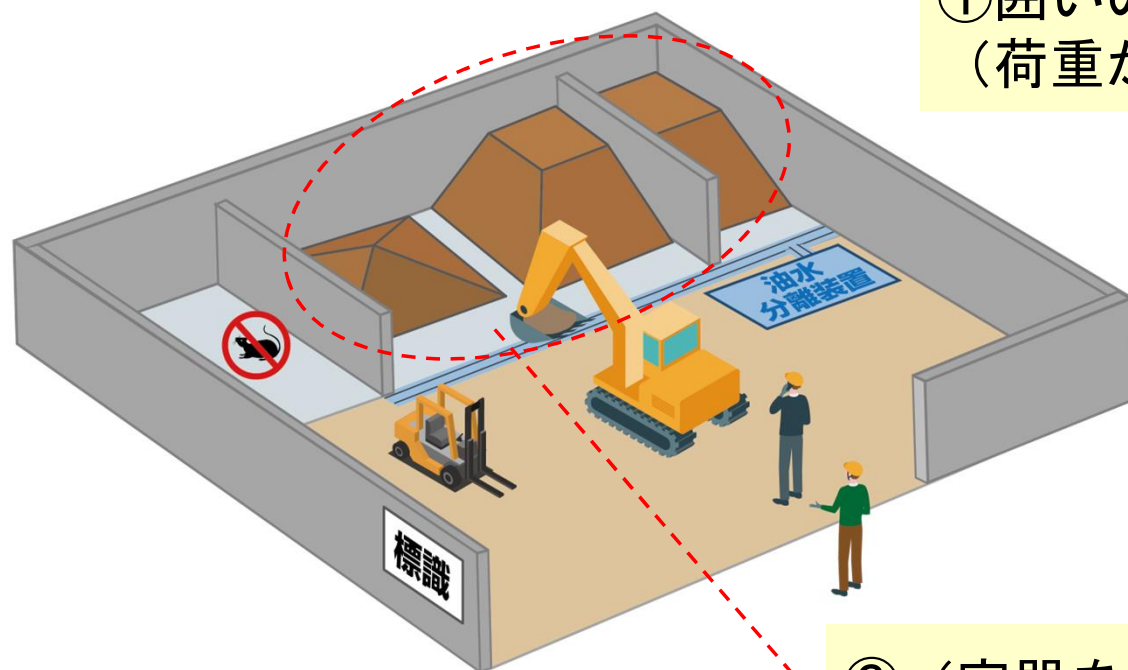
- ア 事業の継続 . . . 施行日※から6月間
- イ 事業の届出 . . . 施行日※から6月間  
(保管業届出) (期間内の届出により施行日から5年間のみなし許可)
- ウ 規制基準への適合猶予
  - ・ 構造基準 . . . 施行日※から1年間 (保管業届出事業者に限る)  
注) 届出によるみなし許可を得てもこの期間内に適合させる必要あり
  - ・ 保管等基準 . . . 施行日※から6月間

※施行日：10月1日予定



## (6) 規制基準（構造基準・保管基準・維持管理等）概要

2 条例による規制の概要⑤

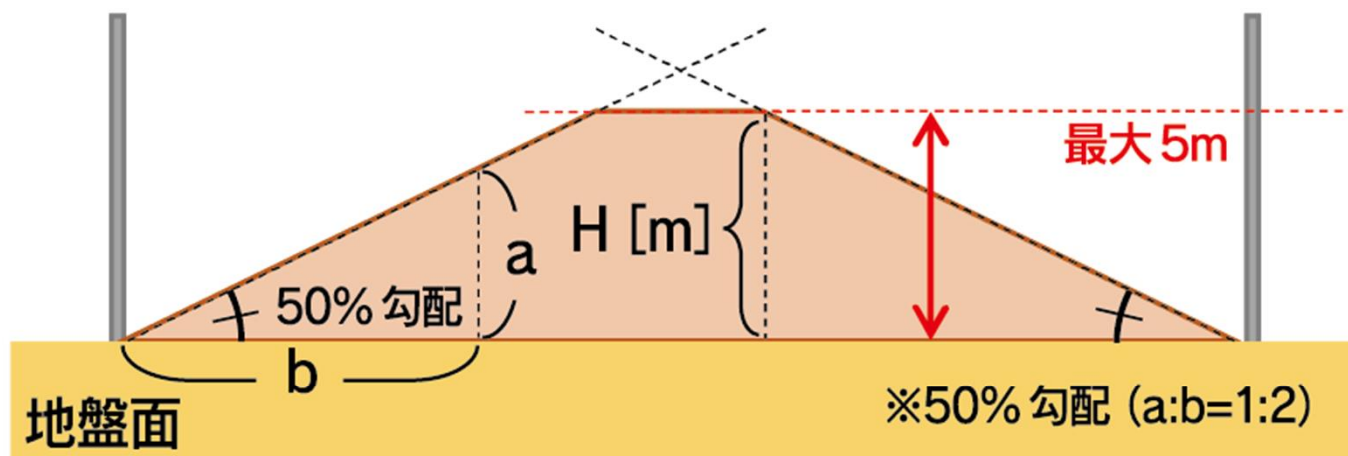


① 囲いの設置  
(荷重が直接かかる場合) 構造耐力上安全

② (汚水等の流出、地下浸透のおそれがある場合)  
不浸透性の材料での舗装、  
油水分離装置・排水溝の設置

③ (容器を用いずに保管する場合)  
次ページ以降の(ア)～(ウ)で定める高さ

# (ア) 「保管場所の囲いが無い場合」 又は 「直接負荷部分」 がない場合

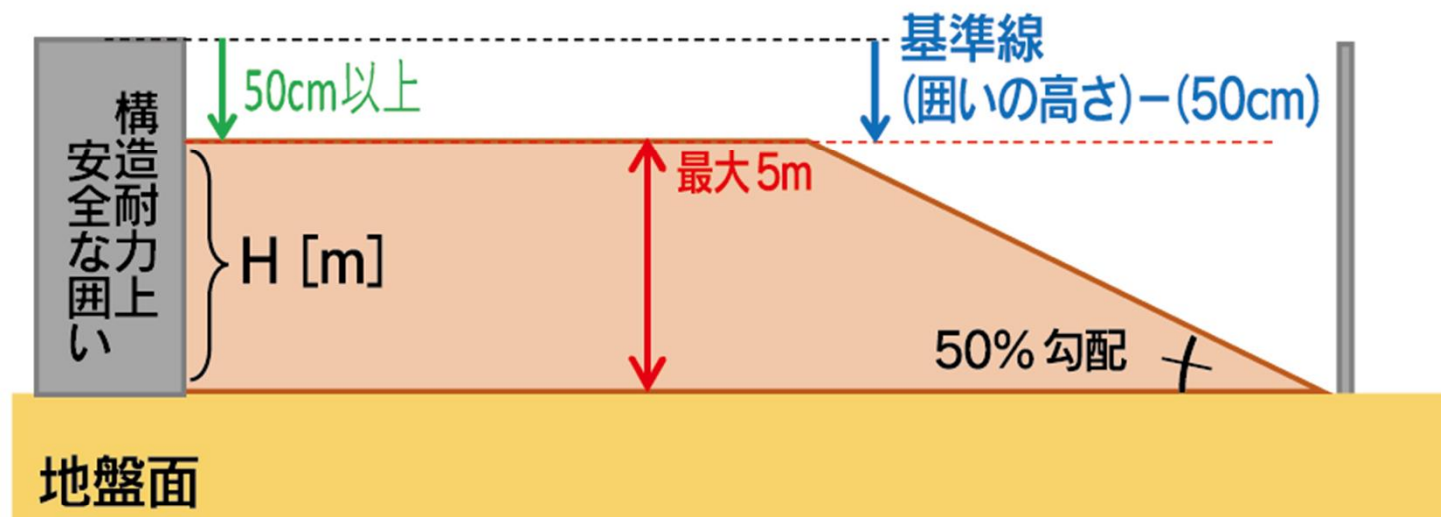


H [m] : 最大の保管の高さ  
[Shaded Area] : 積み上げ保管の範囲

※50% 勾配 (a:b=1:2)

※最大高さは、「50%勾配の線の交点」と「5m」のいずれか低いもの

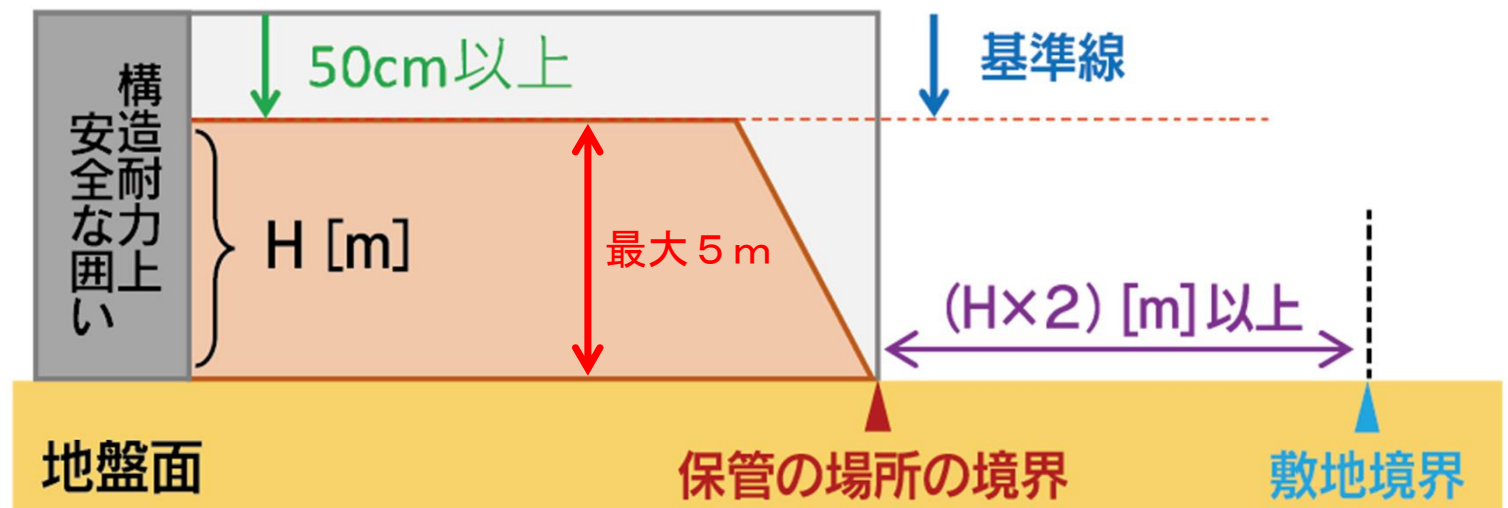
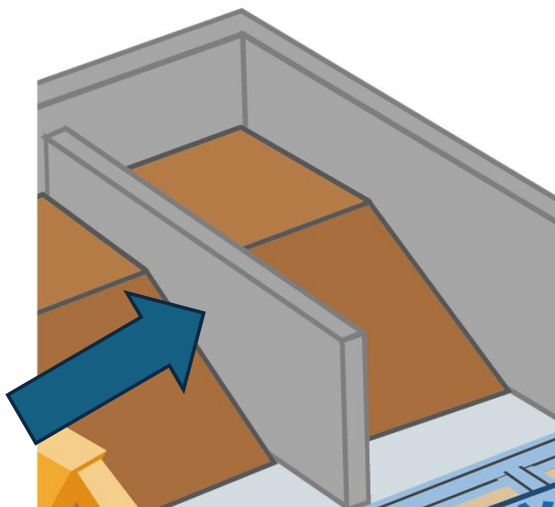
## (イ) 「直接負荷部分」がある場合 ((ウ) を除く)



H [m] : 最大の保管の高さ  
[ ] : 積み上げ保管の範囲

※最大高さは、「基準線」、「50%勾配の線」、「5m」のいずれか低いもの

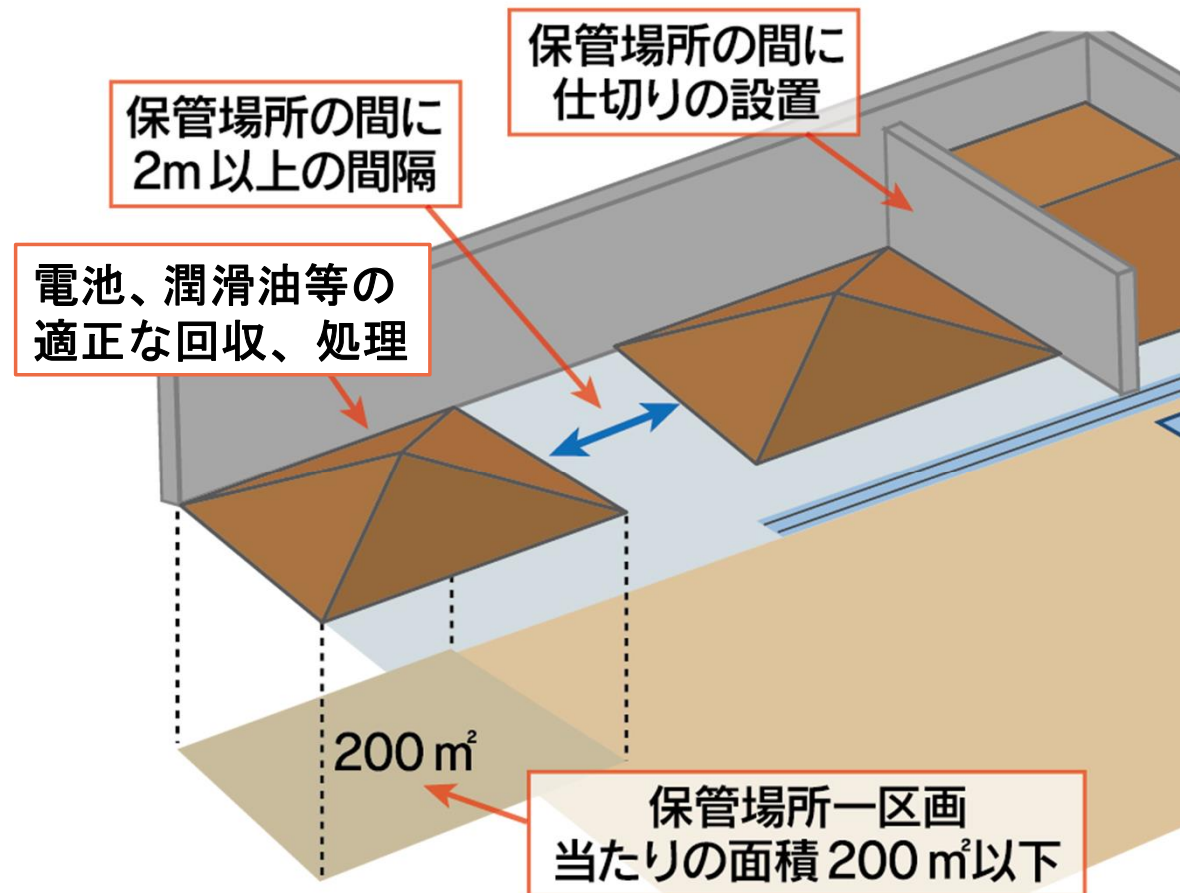
# (ウ) 保管場所の三方の囲いに「直接負荷部分」がある場合



H [m] : 最大の保管の高さ  
[ ] : 積み上げ保管の範囲

※最大高さは、「基準線」、「5m」、「敷地境界までの距離の1/2」、のいずれか低いもの

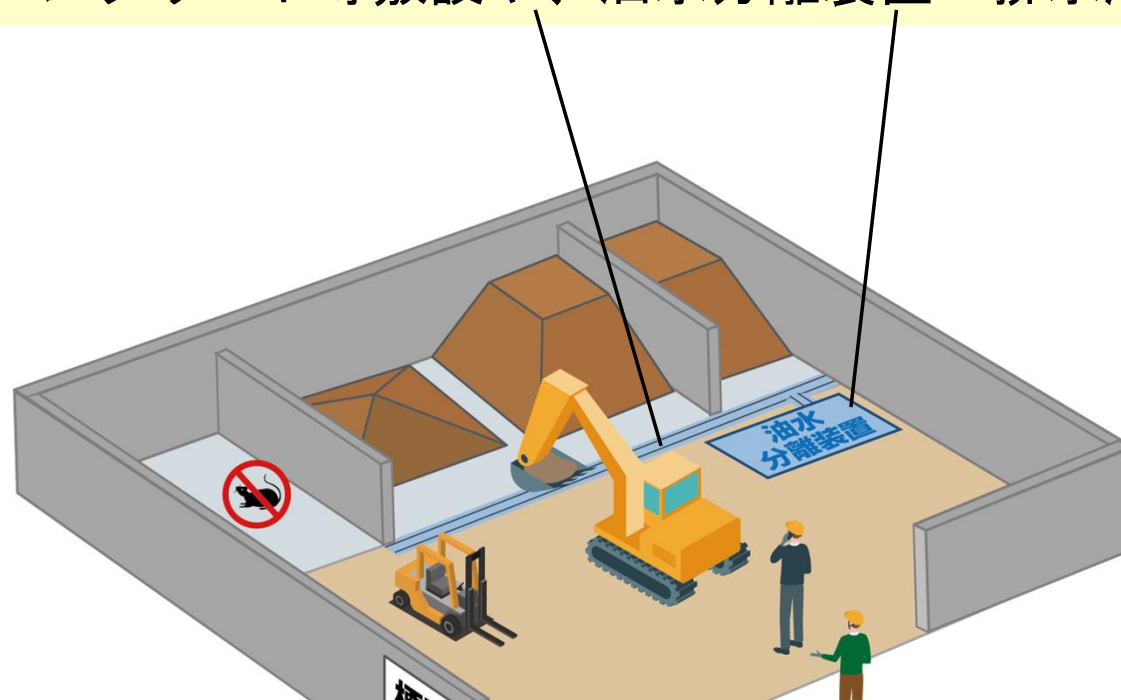
④発生等防止措置（火災・延焼防止措置）※雑品スクラップに限る



⑤発生等防止措置（油等流出・浸透・悪臭）

⇒（油や汚水の流出・地下浸透のおそれがある場合）

底面のコンクリート等敷設や、油水分離装置・排水溝の設置



⑤発生等防止措置（害獣・害虫）

⇒ ねずみの生息及び蚊、はえ その他の害虫の発生を防止する措置

⑤発生等防止措置（騒音・振動による支障）

⇒ 重機等の稼働、保管物の積上げ・積下し、破碎等によって発生する騒音・振動で、生活環境の保全上の支障を生じないように措置



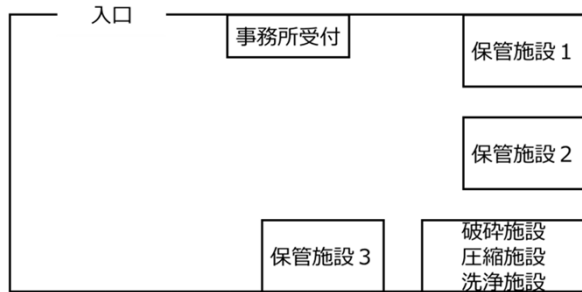
⑥保管等状況の視認性

⇒ 営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること

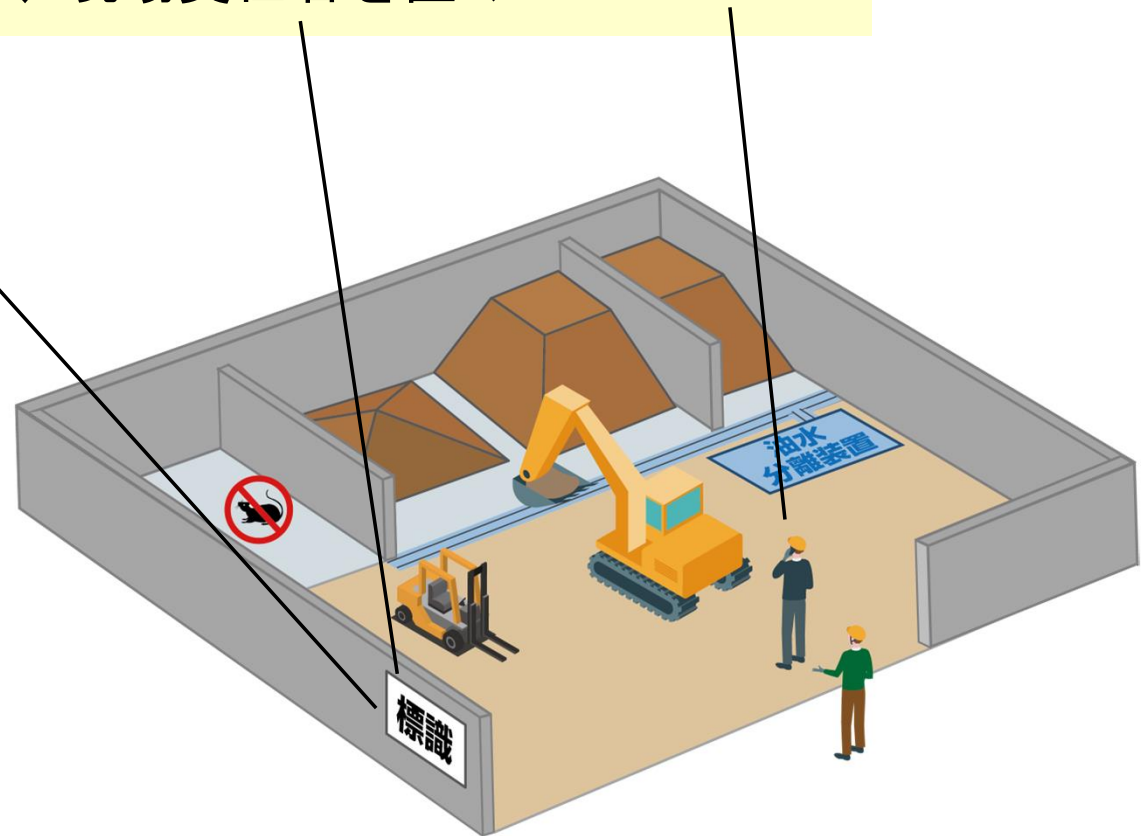
⑦標識の掲示、帳簿の作成・保存、現場責任者設置  
 ⇒ 規則で定める事項を記した標識、帳簿を作成すること  
 事業を適切に行うため、現場責任者を置くこと

60cm以上

再生資源物屋外保管業に関する標識	
許可の年月日	令和8年〇月〇日
許可番号	令和8年〇月〇日届出 (みなし許可)
事業者の氏名又は名称 (法人にあっては代表者の氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
事業者の連絡先の電話番号	XXX-XXXX-XXXX (携帯電話 XXX-XXXX-XXXX)
再生資源物屋外保管事業場の 所在地及び敷地面積	再生資源物屋外保管事業場の平面図
所在地	〇〇市〇〇〇番地
敷地面積	〇〇㎡
保管する再生資源物の区分	金属スクラップ、プラスチック類、雑品 スクラップ
保管物を積み上げる高さのうち 最高のもの	3m
破碎等をする場合にあっては、 当該破碎等の種類	破碎、圧縮、洗浄 (破碎等の対象は金属スクラップのみ)
条例第16条の現場責任者の 氏名及び連絡先の電話番号	〇〇 〇〇 XXX-XXXX-XXXX



平面図



## (7) 詳細な基準など（構造維持管理基準の**概要**）

※**詳細な内容は必ず**県HP上掲載の構造維持管理基準を**確認してください**

### 【構造等①】

- 囲いは、みだりに人が事業場内に立ち入るのを防止することができる。
- 出入口の門扉部分にあっては、高さが2メートル以上あり、かつ、施錠できる。
- 搬出入の状況が監視でき、かつ、帳簿の記載等ができる事務所。
- 消火設備。
- 屋外保管等する場所の底面は、コンクリートやアスファルト等の不浸透性の材料で築造又は被覆されている床若しくは地盤面であること。
- 容器を用いずに再生資源物の保管を行う場合にあっては、保管場所の囲いの内側に明瞭な線により保管の高さの上限を表示する。

**【構造等②】**

- 騒音基準及び振動基準に適合させるための設備を設置すること。
- 再生資源物の破砕等を行う場所は、破砕等を行う再生資源物の区分及び数量並びに処分方法に応じた設備。
- 再生資源物の破砕等に伴い生ずる汚水又は油が生ずるおそれがある場合にあっては、排水溝や排水処理設備。
- 排水基準を守ること。

**【維持管理等】**

- 門扉は、一日の営業終了後閉鎖し、施錠すること。
- 油水分離装置、消火設備等及び排水処理設備の機能の状態を定期的に点検。
- フロン類を大気中に発散させないこと。

**【その他の基準】**

- 営業時間（原則として午後9時から翌日午前6時までには行わない）
- 営業日（原則として日曜日その他の休日には行わない）
- 記録事項に係る基準

## (8) 事前協議手続

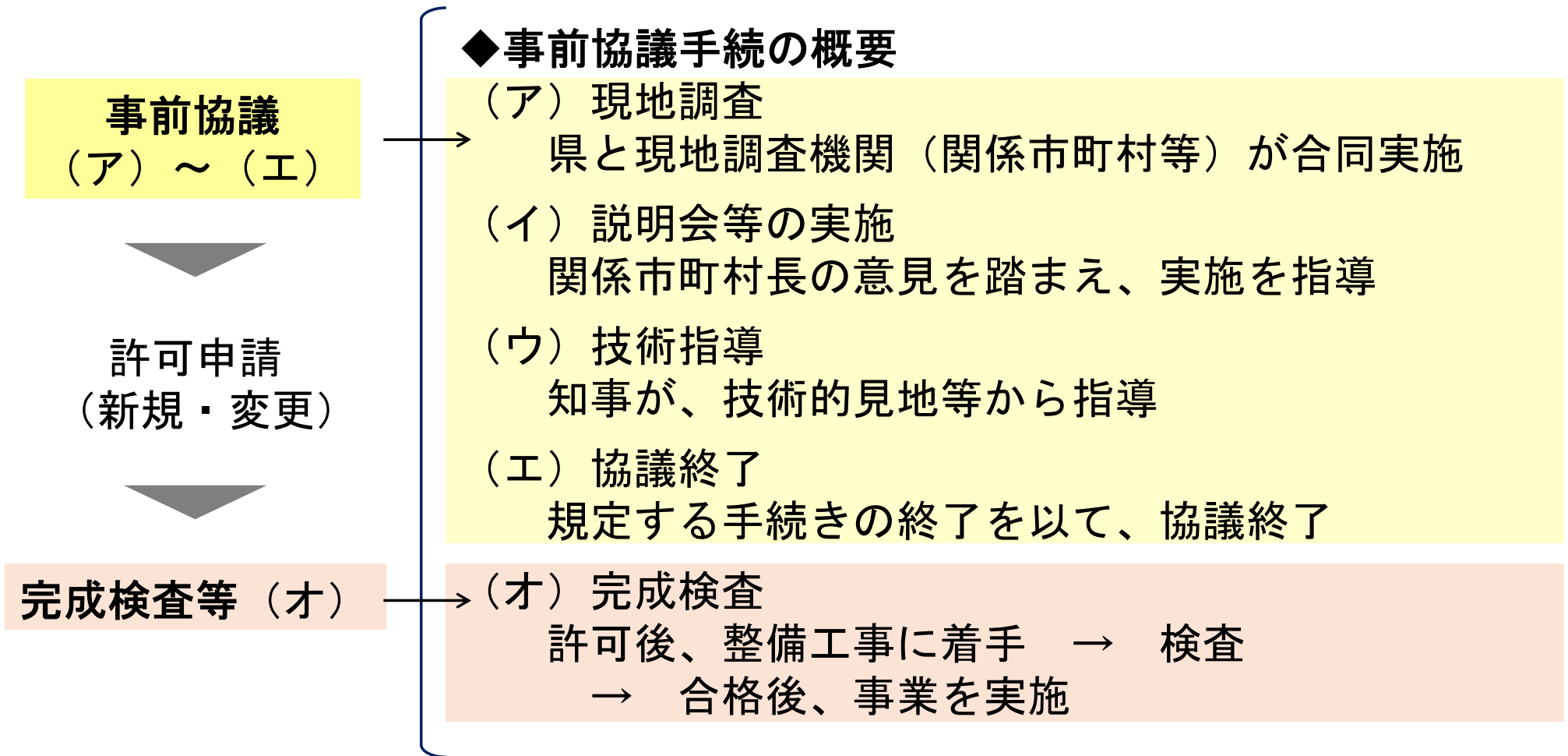
### ア 目的

生活環境の保全、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現及び地域理解の促進を図る

### イ 対象者

**新規許可又は変更許可に係る申請者** ※**更新許可申請者、届出者は対象外**

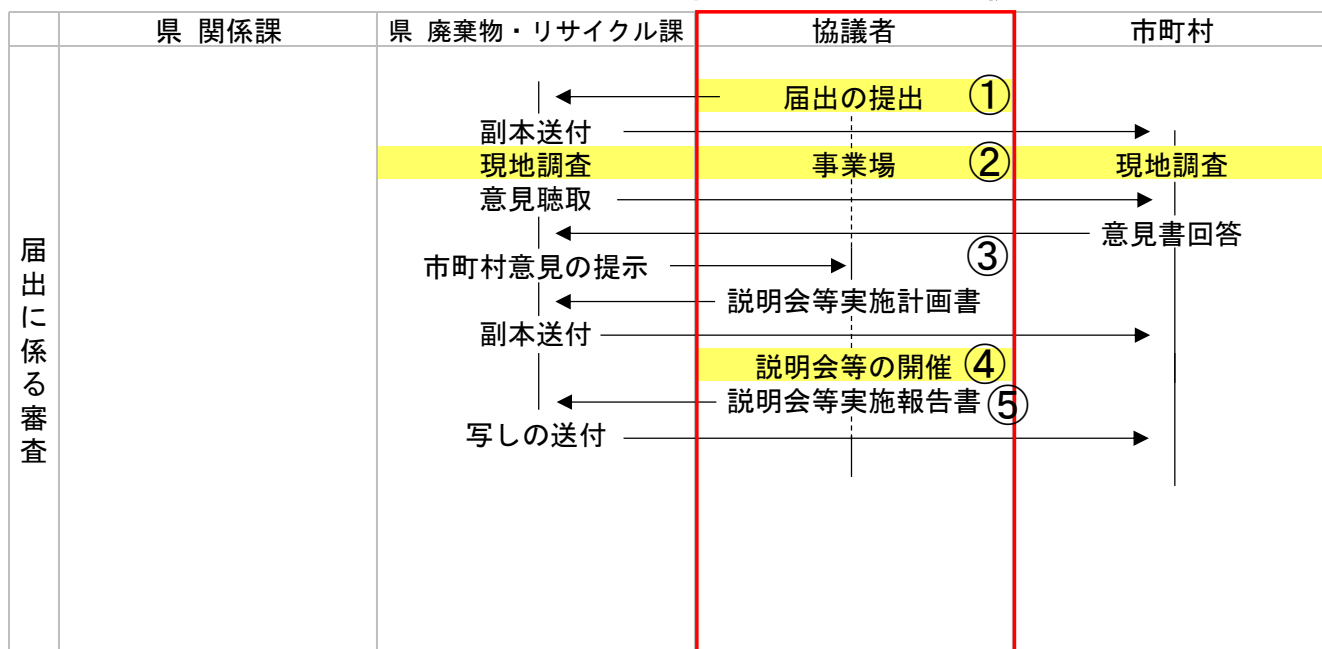
## ウ 手続きの概要



### 3 許可等の手続きの流れ

#### (1) 保管業届出（みなし許可）※**既存事業者**が引き続き業を行う場合の手続き

皆様に対応いただく手続き



特記事項（③～⑤）

周辺地域住民等への周知

- ・ 県が必要と判断した場合には、住民説明会の開催を努力義務とする。
- ・ 事業内容と合わせて、住民からの問い合わせ先を掲示する方法でも可とする。

**令和9年3月31日までの保管業届出により、手続きを簡略化することができます！  
また、みなし許可には手数料もかかりません！**

## ①保管業届出の提出

**提出先：群馬県庁 廃棄物・リサイクル課 リサイクル係  
(前橋市大手町1-1-1 16階南フロア)**

- ・ 対面、郵送、専用のフォーム※にて受け付けます

※後日県ホームページ上で公開

専用フォームから提出された場合、一部書類については書面にて原本を別途送付いただく必要があります

- ・ 来庁される際には、あらかじめ**電話により予約**ください
- ・ 書面での提出部数は2部です ※うち1部についてはコピーによる作成可
- ・ 保管業届出書等に不備があった場合は、本県の指導に基づき補正

## ②現地調査

- ・ 県と市町村等が合同で現地調査を行います。  
事業計画者には立会いと事業に関する説明をお願いします。
- ・ 調査の結果、保管業届出書の内容が現地と合致していない場合には、届出書を補正いただきます。

## ○保管業届出添付書類一覧（「◎」は必須。「○」は該当する場合に添付）

1	事業計画の概要を記載した書類	◎
2	再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図	◎
3	再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	◎
4	再生資源物屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し	◎
5	申請者が再生資源物屋外保管事業場の土地の所有権（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類	○
6	申請者が条例第8条第3号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面	◎

申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

- 7
- (1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45の国籍等）の記載があるもので、マイナンバーの記載がないものに限る。）
  - (2) 登記されていないことの証明書
  - (3) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（その法定代理人が法人である場合には、定款及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）
-

8	<p>申請者が法人である場合には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書（注）</p> <p>(2) 役員住民票の写し及び登記されていないことの証明書</p> <p>(3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（その者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書）</p>	○
9	<p>申請者に規則第8条の使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書</p>	○

## 次に掲げる事項を記載した標準作業書

- (1) 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画
- (2) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
- (3) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
- (4) 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法
- (5) 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法
- (6) 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法
- (7) 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法
- (8) その他知事が定める事項

10

◎

#### ④説明会等の開催

- 県が必要と判断した場合には、保管業届出書に関する補正終了後、説明会等実施計画書を県に提出いただいたうえで、周辺地域住民等へ周知いただきます。
- **既存事業者**の方には、住民説明会の開催に努めていただきます。

※次ページ内容を周知できる場合には住民説明会を開催したものとみなします

#### ⑤説明会等実施報告書

- **周辺地域住民等への周知終了後、説明会等実施報告書を県に提出**してください。
- 県は、説明会等実施報告書の内容を確認した後、保管業届出者に通知します。  
※報告書の内容によっては再度対応等を行うよう指示する可能性があります

## 周知事項（後ほど県HPで資料を御確認ください）

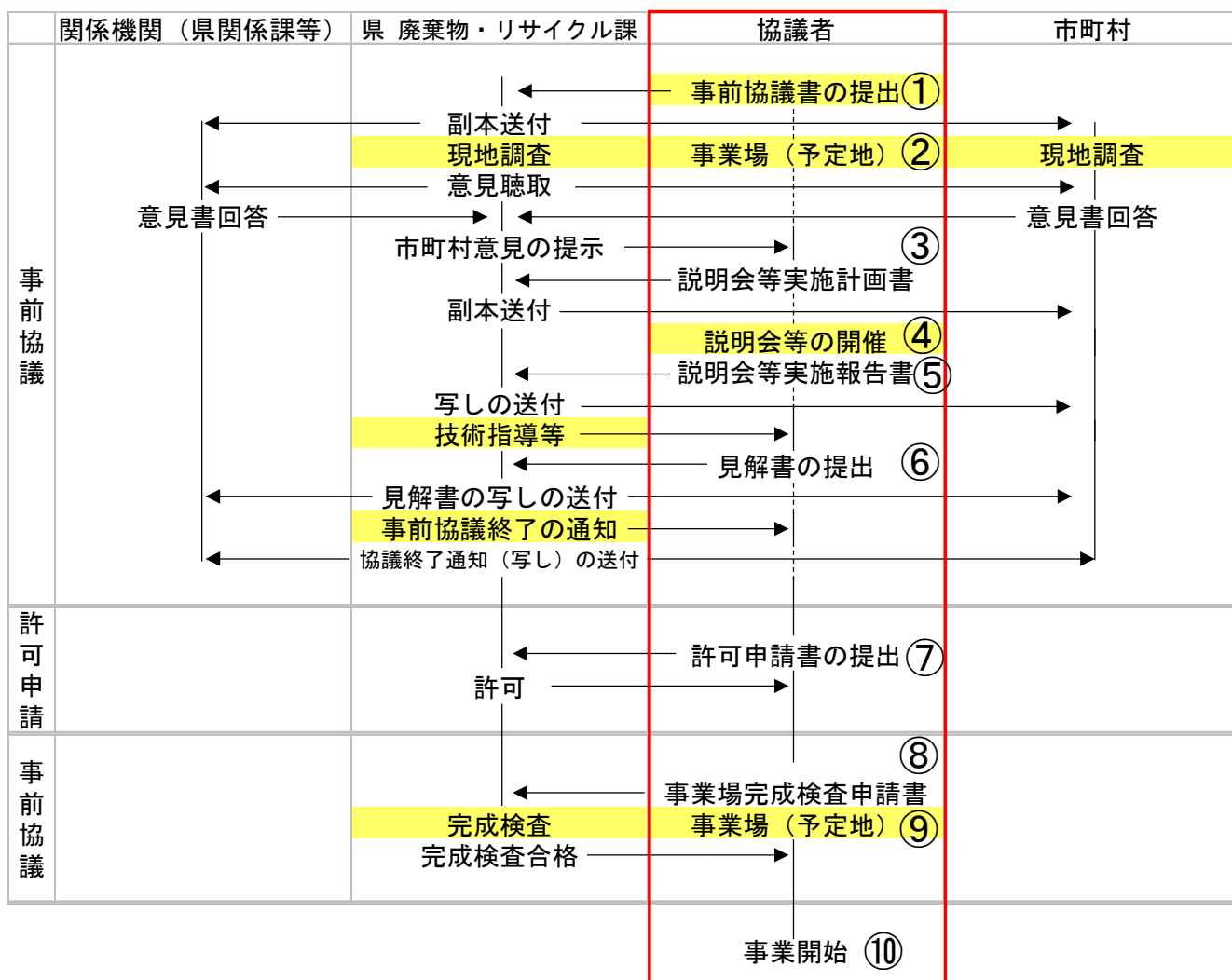
- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 再生資源物屋外保管事業場の所在地
- ③ 再生資源物屋外保管事業場の面積、保管する再生資源物の区分並びにその保管量及び保管の高さ
- ④ 再生資源物屋外保管事業場の構造及び設備
- ⑤ 再生資源物屋外保管事業場の営業時間、休業日
- ⑥ 再生資源物屋外保管事業場及び設備の維持に関する計画
- ⑦ 再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項
- ⑧ 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散の防止に関する事項
- ⑨ 火災の発生又は延焼の防止に関する事項
- ⑩ 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動等の発生の防止に関する事項
- ⑪ 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止に関する事項
- ⑫ 再生資源物屋外保管業に伴って生じる廃棄物の処理の方法に関する事項
- ⑬ その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項
- ⑭ その他生活環境の保全に関し関係市町村長が必要と認める事項
- ⑮ 再生資源物屋外保管事業場に係る問い合わせに回答できる者の氏名及び連絡先の電話番号並びにメールアドレス

## (2) 新規許可

※R8年10月1日以降に新規に事業を行おうとする者がする手続き

3 許可等の手続きの流れ⑨

皆様に対応いただく手続き



特記事項 (③~⑤)

周辺地域住民等への周知

- ・ 住民説明会及び資料の掲示を実施しなければならない。  
※例外規定あり

手数料

新規許可申請 : 56,000円

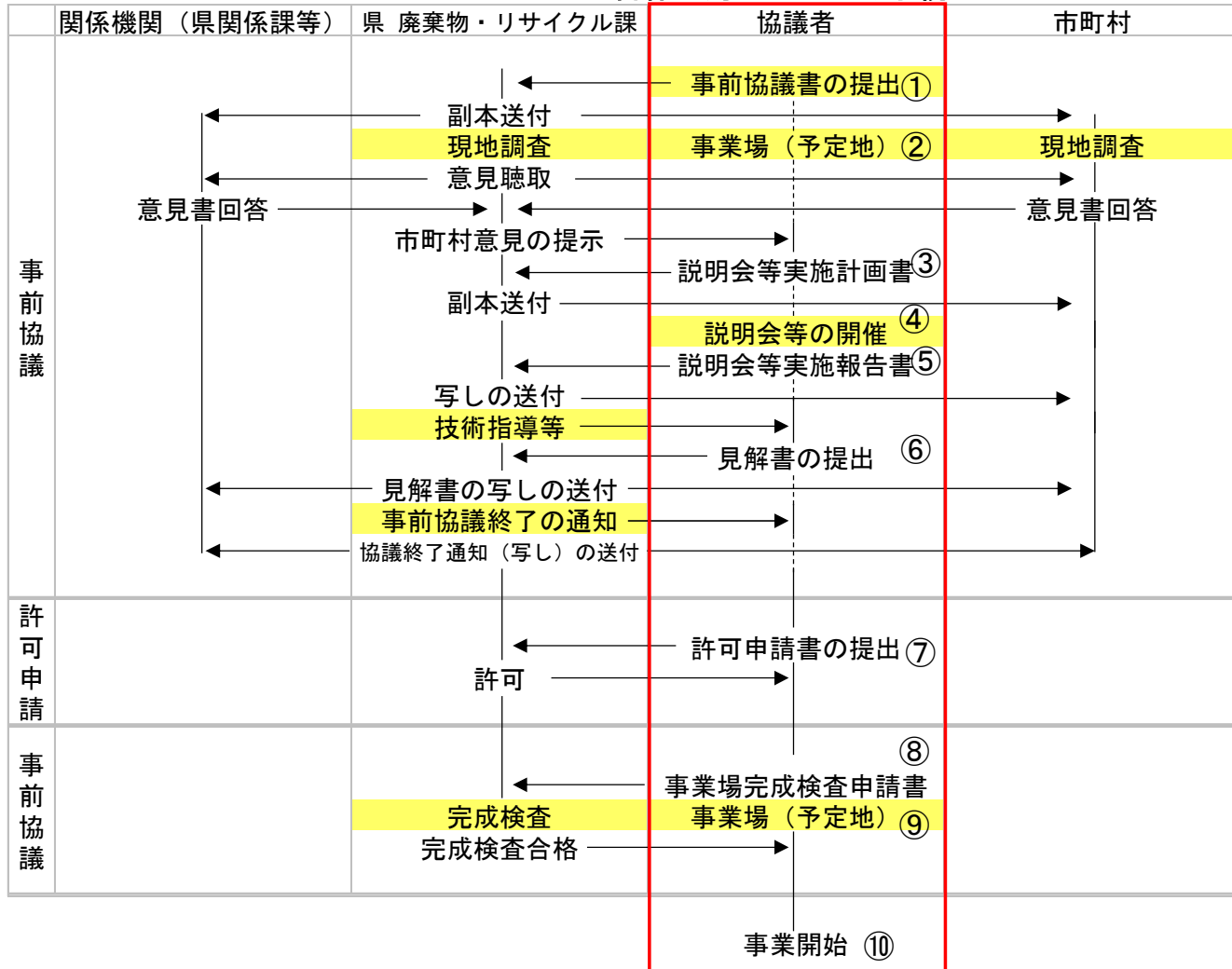
(2) 新規許可及び

(3) の変更許可に関する

詳細手続きについては県HP上の手引を確認ください

### (3) 変更許可

皆様に対応いただく手続き



次の場合などには

**変更許可申請が必要**  
(事前協議を併せて実施)

- ・ 事業場の拡張
- ・ 保管場所の拡張
- ・ 取り扱う再生資源物の追加 等

特記事項 (③~⑤)

周辺地域住民等への周知

以下から1つ選択

- ・ 住民説明会
- ・ 資料の掲示
- ・ 資料の配布

**手数料**

変更許可申請：48,000円

## 配布資料Q &amp; A集から抜粋① (No. 1-9)

Q 敷地面積の考え方はどのようなものか。敷地が分割されている場合、各敷地が100㎡に満たなければ対象外となるのか。

A 再生資源物屋外保管事業場の敷地面積は、形式的な区画や登記ではなく、実際の利用実態に基づいて判断を行います。そのため、敷地を分割していても、資材の搬出入や管理体制、動線が共通である場合には、再生資源物屋外保管事業場として扱います。これは、見かけ上の分割によって規制を回避することを防ぐための考え方です。したがって、実態として一体で運用されている場合には、再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が合算して100㎡を超えると判断され、許可が必要となります。

なお、敷地面積には建物や事業の用に供する駐車場を始めとする施設の部分も含まれます。

## 配布資料Q &amp; A集から抜粋② (No. 2-4)

Q 事業場の周囲の囲いがロープや簡易柵ではダメな理由は何か。

A 事業場の周囲の囲いは単なる区画表示ではなく、保管物の飛散防止や外部からの侵入防止、不法投棄の抑止といった機能を持つ必要があります。ロープや簡易柵ではこれらの機能を十分に果たすことができず、強風時の飛散や第三者の容易な侵入を防ぐことができません。

このため、2 m以上の高さや強度を持つ構造物としての囲いが求められており、簡易な仕切りでは基準を満たさないと判断します。

## 配布資料Q &amp; A集から抜粋③ (No. 2-36)

Q底面を不浸透性の材料で覆う必要があるのは、事業場全体か。

A 条例第8条第1項第2号ハより、「屋外保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合」に「屋外保管等をする場所の底面」が不浸透性の材料で覆われている必要があります。

従って、事業場全体である必要はありません。

## 配布資料Q &amp; A集から抜粋④ (No. 2-38)

Q 不浸透性の材料とは。具体的な材料の指定はあるか。  
アスファルトではどうか。

A 具体的な材料の指定はありませんが、不浸透性であることが確認できることが必要です。強度の問題もあるため、基本的にはコンクリートやアスファルトによる舗装をお願いします。

なお、アスファルトには透水性のあるものもあるため、不浸透性であることを明らかにする必要があります。

## 4 国（環境省）規制の動向

通称「廃棄物処理法」の改正法案が現在（第221回国会）で審議中です。

改正法案施行後（令和10年度予定）は、国による全国一律での「ヤード」規制が新たに開始見込み。

### ○規制対象

**要適正保管使用済金属・プラスチック物品 及び**  
**要適正再生使用済金属・プラスチック物品**

※使用済金属・プラスチック物品

使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの（廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

- ✓屋内において保管を行う事業者も規制対象になる見込み。
- ✓このほか、現行法令や群馬県条例では対象でない事業者も規制対象になる可能性あり

○廃棄物処理業者及び各種リサイクル法（小型家電リサイクル法等）の認定事業者

→許可を求めず、**その許可を受けている範囲内**については**許可を受けているものとみなされる見込み**

= 新たな**法規制で規制対象**となるものの、**許可手続きは不要**の見込み

○現行法令における「有害使用済機器保管等事業者」の届出制度は廃止

→新規制の対象として内包される見込み

**法規制の対象となる場合、新制度下における申請手続きが新たに必要**

※現行「有害使用済機器保管等事業者」については新たに許可を得る必要あり

※経過措置は設けられない予定

★現時点では規制対象となる事業場の面積要件や構造基準等の**詳細不明**

## 5 最後に

○条例の規制内容や基準、個別事案に関する相談・質問

→ 専用の問い合わせフォームでお寄せください



<https://logoform.jp/form/9cfD/1591745>

(問い合わせ専用フォーム二次元バーコード：LoGoフォーム)

○様式や記載例などについては県HPをご覧ください。

**Q & Aは県HP上で随時更新**

群馬県 再生資源物条例

検索

インターネット上でキーワード検索



群馬県HP

○担当

群馬県 廃棄物・リサイクル課 リサイクル係

TEL : 027-226-2824